

「（仮称）播磨町こども計画」（素案）に対するパブリックコメント実施要領

令和5年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

また、同法に基づいて、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび、播磨町のこども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に包含した「（仮称）播磨町こども計画」（素案）を作成しました。

この素案に関し、皆さまからのご意見を募集します。

1. 意見募集案件名

「（仮称）播磨町こども計画」（素案）

2. 意見提出者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に通勤・通学している者
- (3) 町内に事務所・事業所を有する法人・団体

3. 意見募集期間

令和7年1月24日（金）から令和7年2月7日（金）まで

4. 資料等の閲覧・入手方法

- (1) 播磨町こども課窓口（募集期間中の平日午前9時から午後5時まで）
- (2) 播磨町中央公民館（募集期間中の平日午前9時から午後9時まで）
- (3) 東部・西部・野添・南部コミュニティセンター（募集期間中の平日午前9時から午後9時まで）
- (4) きっずなホール（播磨町土山駅南交流スペース）
（募集期間中の午前7時から午後7時まで）
- (5) 本町ホームページからもダウンロードできます。

5. 意見の提出方法

住所、氏名及び連絡先を、法人その他の団体にあつては、団体名、代表者名、意見提出担当者名、所在地及び連絡先を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 窓口持参による提出
播磨町こども課そだち支援係（6番窓口）
- (2) 郵送による提出（締切日必着）
〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

(3) ファックスによる提出
079-435-0831

(4) 電子メールによる提出
kodomo01@town.harima.lg.jp
メールの件名は、「(仮称)播磨町こども計画に対する意見募集について」としてください。

6. その他留意事項

- ・当パブリックコメントは、計画（素案）に対して広くご意見等をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・お寄せいただいたご意見等は、計画策定の参考にさせていただきます。また、住所、氏名等個人情報を除き、本町のホームページ等で公表する場合があります。
- ・住所、氏名等の個人情報は、お寄せいただいたご意見等の内容を確認する場合に使用します。個人情報をパブリックコメントの業務に係る目的以外に使用することはありません。
- ・お寄せいただいたご意見等の返却及び個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
- ・匿名での意見提出や電話又は口頭でのご意見等はお受けできません。

7. お問い合わせ

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場こども課 そだち支援係

電 話 : 079-435-0366

電子メール : kodomo01@town.harima.lg.jp